

## 神石高原町油木地域交流拠点施設の指定管理者募集要項

### 1 募集の趣旨

神石高原町（以下「町」という。）では、神石高原町油木地域交流拠点施設（以下「油木地域交流拠点施設」という。）の指定管理者の指定に当たり、神石高原町公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成16年神石高原町条例第14号。以下「指定管理条例」という。）第2条の規定により、次のとおり指定管理者（管理運営を実施する団体等）を募集します。

町は、油木地域交流拠点施設のサービスの更なる拡充・向上を図るために民間事業者等の企業経営力を十分に活用し、経費の縮減を図りながら、施設を有効利用し、かつ住民が親しみやすく、交流や憩いの場として活用できる施設の運営を目的として、意欲的で創意工夫のある提案を公募します。

### 2 対象施設の概要

別紙「神石高原町油木地域交流拠点施設指定管理業務仕様書」のとおり。

### 3 指定管理者が行う業務

神石高原町油木地域交流拠点施設設置及び管理条例第5条第3項に規定する次の業務を行う。

- (1) 神石高原町油木地域交流拠点施設設置及び管理条例第4条各号に規定する業務
- (2) その他町長が必要と認める業務

詳細は、別紙「神石高原町油木地域交流拠点施設指定管理業務仕様書」のとおり。

### 4 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1年間）

### 5 指定管理経費に関する事項

指定管理業務に係る経費は、前記4に定める指定期間を通して4,500千円以内（消費税、地方消費税その他一切の経費を含む。）で指定管理者と協議し、会計年度ごとに支払うものとします。なお、支払時期、方法等については、町と指定管理者が協議のうえ、協定書で定めることとします。

### 6 応募資格

指定期間中、安全、かつ円滑に油木地域交流拠点施設を管理運営できる法人その他の団体で、次に掲げる事項に該当しない者。（個人での応募はできません。）

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により神石高原町における一般競争入札等の参加を

制限されている者

- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- (5) 本町における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者または公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (6) 町税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- (7) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者

7 募集要項等の配布

ア 配布方法

神石高原町ホームページからダウンロード又事務局（本要項12）で配布

（<http://www.jinsekigun.jp>）

事務局での配布時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から  
午後5時15分まで

イ 配布開始

令和8年2月3日（火）から

8 申請書等の作成及び提出

（1） 提出書類

次に掲げる書類を各必要部数提出すること。

提出書類	提出部数	備考
指定申請書（様式第1号）	正本各1部 副本各1部	-
事業計画書（様式第2号）		
収支予算書（様式第3号）		
添付書類 ・団体にあっては定款、規約又はこれらに類する書面 ・法人にあっては当該法人の記載事項証明	各1部	どちらか提出
・指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支報告書及び事業報告書 ・設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかる書類	各1部	（必要により）

(2) 提出方法

ア 提出期間

令和8年2月24日（火）午前8時30分から

令和8年3月4日（水）午後5時15分まで

持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 提出先

本要項12に掲げる事務局

ウ 提出方法

持参又は郵送とし、郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内必着とする。

(3) 申請に関する質問の受付及び回答

ア 提出期限

令和8年2月13日（金）午後5時15分まで（必着）

イ 提出先

本要項12に掲げる事務局

ウ 提出書式

質問書（様式第4号）

エ 提出方法

電子メール、郵送、FAX又は持参による提出とし、電子メールの件名は「神石高原町油木地域交流拠点施設指定管理に関する質問書」として送信すること。

質問書のみの提出とし、電話等による質問は受け付けません。

オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、質問回答書として一括してとりまとめ、令和8年2月20日（金）午後5時15分までにメール等により回答する。

## 9 選定審査の実施

(1) 審査は、提出された書類により、神石高原町公の施設指定管理者選定委員会で行います。審査にあたって、次の期間内に個別にヒアリングを行うことがあります。

期間：令和8年3月5日（木）～ 3月12日（木）

(2) 審査は、各審査委員（持点100点）の評価点の合計点が最も高い者を指定管理者の候補者とします。

(3) 選定結果のお知らせ

応募者全員に令和8年3月18日（水）までに文書にてお知らせします。

## 1 0 指定管理者の指定及び協定書の締結

(1) 議会の議決を経て行う指定管理者の指定は、3月下旬の予定です。

ただし、議会の議決が得られない場合は、協定書の締結は行わないものとします。

(2) 指定管理者指定後、直ちに協定の締結を行う予定です。

協定の主な内容は、次のとおりです。

- ・業務に関する基本的な事項（管理業務の内容、施設の範囲、事業年度等）
- ・管理運営委託料に関する基本的な事項
- ・管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ・事業報告・業務報告に関する事項
- ・指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ・リスクの管理・責任分担に関する事項
- ・その他

## 1 1 その他

- (1) 申請書提出後は、軽微な変更を除いて、提出書類の記入内容の変更は認めません。
- (2) 提出された書類等は、返却しません。
- (3) 提出された書類等は、情報公開の請求により開示することがあります。
- (4) 応募に関して必要な費用は、応募者の負担とします。
- (5) 提供された書類等に虚偽の記載があった場合は失格とします。

## 1 2 事務局（書類提出先・問い合わせ先）

神石高原町産業課

〒720-1522

広島県神石郡神石高原町小畠1701番地

TEL：0847-893337（直通） FAX：0847-853394

E-mail: jk-sangyou@town.jinsekikogen.lg.jp

### ※公募及び選定スケジュール一覧

内 容	日 時
1 公示	令和8年2月3日（火）
2 募集要項等の配布	令和8年2月3日（火）から
3 質問書提出期間	令和8年2月3日（火）から 令和8年2月13日（金）まで
4 上記質問の回答日	令和8年2月20日（金）までに回答
5 申請書等の受付期間	令和8年2月24日（火）から 令和8年3月4日（水）まで

6 審査会	令和8年3月12日（木）までに開催 ※ヒアリングを実施する場合は別途通知
7 指定管理者候補への通知	令和8年3月18日（水）までに通知
8 指定管理者候補と業務の 詳細協議	通知後から3月末日の間
9 指定管理者の指定	3月定例町議会での議決により決定

別記様式（第3条関係）

指 定 申 請 書

年 月 日

神石高原町長 様

申請者

所在地

団体名

代表者名

印

連絡先（電話）

神石高原町公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

なお、神石高原町油木地域交流拠点施設の指定管理者募集要項を理解し、同要項に定められた応募資格及を満たしていること並びに提出書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ないことを誓約します。

申請施設名称 神石高原町油木地域交流拠点施設

添付書類

- (1) 指定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 団体にあっては定款、規約またはこれらに類する書面
- (5) 法人にあっては当該法人の記載事項証明
- (6) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支報告書及び事業報告書
- (7) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかる書類

※ (4)、(5) はどちらか、(6)、(7) は該当がある場合に提出すること。

## 管理を行う施設の管理運営事業計画書

施 設 名	油木地域交流拠点施設
団 体 名	
代 表 者 名	
設 立 年 月 日	
団 体 所 在 地	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
事業計画（※別紙可）	
油木地域交流拠点施設の管理運営を行うことへの意欲について  ※指定管理者になりたい理由等、思いを記入してください。	
油木地域交流拠点施設の管理運営を行うにあたっての基本方針について  ※管理運営をする上で、基本的な考え方（方針）を記入してください。	
緊急時の体制及び対策について  ※緊急時（災害、事故、クレーム等）が発生した場合に、どのような体制で、対応策をどう考えているか記入してください。	
利用料金の設定について  ※どのような料金設定を考えているか記入してください。	

施設の維持管理方法について

※施設の安全対策（火災や事故の防止）、草刈りや清掃等の日常の維持管理方法（時期、手法、頻度等）を記入してください。

組織図（体制図）について

※指定管理に関わる人員の体制（役割、命令系統等）を記入してください。

効果的な管理運営の方策について

※来園者を増やすための方策があれば記入してください。

管理運営経費の削減方策について

※町からの指定管理料の削減を図る方策があれば記入してください。

その他

※特にアピールすることがあれば記入してください。

注意事項

- 1) この様式に書ききれない場合は、別紙で作成しても差し支えありません。
- 2) 上記の内容が網羅されていれば、項目ごとではなくまとめて記載しても差し支えありません。（記載がない場合は配点されません。）

## 神石高原町油木地域交流拠点施設指定管理の収支予算書（令和8年度）

収入

(単位：円)

費　目	金　額	備　考
指定管理料		神石高原町からの指定管理料
施設使用料		
合　計		

支出

(単位：円)

費　目	金　額	備　考
合　計		

## 注意事項

- 1) 収入の指定管理料は、町が別に示す「指定管理経費根拠」の額（4, 500千円）以内で記載してください。
- 2) 1年間分（令和8年4月1日～令和9年3月31日）の収支を記入してください。

## 質問書

令和 年 月 日

(申請先)

神石高原町長 様

所在地  
申請者 団体名  
代表者名

(電話番号 )  
(FAX 番号 )  
(メールアドレス )

指定管理者募集に関し、次のとおり質問します。

※質問がある場合は、令和8年2月13日（金）午後5時15分までに提出してください。